7　新潟空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項、第四項及び前項に規定するもののほか、関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

8　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9・10　（略）

11　関西空港事務所にあっては、第九項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

12　（略）

（所掌事務）

第八十一条　（略）

2　（略）

3　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、電話による航空情報に関する事務を分掌する。

4　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、大島空港出張所及び神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び第二項に規定するもののほか、電話による航空通信の実施に関する事務を分掌する。

5～9　（略）

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	
佐賀空港出張所	佐賀市
（略）	

附　則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。

7　新潟空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項、第四項及び前項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

8　中部空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前二項に規定するもののほか、稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第五項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

9・10　（略）

11　中部空港事務所及び関西空港事務所にあっては、第九項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

12　（略）

（所掌事務）

第八十一条　（略）

2　（略）

3　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所、佐賀空港出張所及び奄美空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、電話による航空情報に関する事務を分掌する。

4　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所、佐賀空港出張所及び奄美空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、大島空港出張所及び神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び第二項に規定するもののほか、電話による航空通信の実施に関する事務を分掌する。

5～9　（略）

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	
佐賀空港出張所	佐賀市
奄美空港出張所	奄美市
（略）	